



Virtual Domain Service

約 款

株式会社 **サンメディア**

# 目 次

## 第 1 章 総 則

第 1 条 (取扱いの準則) .....	3
第 2 条 (約款の変更) .....	3
第 3 条 (用語の定義) .....	3

## 第 2 章 利 用 契 約

### 第 1 節 通 則

第 4 条 (サービスの種類) .....	4
第 5 条 (提供区域) .....	4

### 第 2 節 利用の申込等

第 6 条 (利用の申込) .....	4
第 7 条 (契約の成立等) .....	4

### 第 3 節 利用契約

第 8 条 (契約の単位) .....	5
第 9 条 (最低利用期間) .....	5

### 第 4 節 契約事項の変更等

第 10 条 (契約事項の変更) .....	5
第 11 条 (権利譲渡の禁止) .....	5
第 12 条 (契約者の地位の継承：法人の場合) .....	6
第 13 条 (契約者の地位の承継：個人の場合) .....	6
第 14 条 (氏名等の変更) .....	6

### 第 5 節 利用の制限等

第 15 条 (非常時における利用の制限) .....	6
第 16 条 (提供の中止) .....	6

### 第 6 節 提供の停止

第 17 条 (提供の停止) .....	7
----------------------	---

### 第 7 節 契約の解除等

第 18 条 (当社が行う利用契約の解除) .....	7
第 19 条 (契約者が行う利用契約の解除) .....	8

### 第 8 節 契約者の義務等

第 20 条 (契約者の義務) .....	8
-----------------------	---

第 21 条 (契約者の設備等) .....	1 0
第 22 条 (情報の取扱い) .....	1 0
第 23 条 (ログイン名等の管理) .....	1 0
第 24 条 (第三者に対するサービスの提供) .....	1 0

### 第 3 章 料 金 等

第 25 条 (料金等) .....	1 0
第 26 条 (初期費用の支払義務) .....	1 1
第 27 条 (月額使用料の支払義務) .....	1 1
第 28 条 (料金等の請求及び支払い) .....	1 1
第 29 条 (契約解除に伴う違約金) .....	1 1
第 30 条 (利用不能の場合における調整) .....	1 1

### 第 4 章 雑 則

第 31 条 (割増金) .....	1 2
第 32 条 (遅延損害金) .....	1 2
第 33 条 (端数処理) .....	1 2
第 34 条 (免 責) .....	1 2
第 35 条 (機密保持) .....	1 2
第 36 条 (バックアップ) .....	1 2
第 37 条 (契約者のデータの権利) .....	1 2
第 38 条 (当社による編集・出版) .....	1 3
第 39 条 (契約者への通知等) .....	1 3
第 40 条 (合意管轄裁判所) .....	1 3

<b>附 則</b>	1 4
------------	-----

<b>別 表 (運用細則)</b>	1 4
-------------------	-----

- 1 MINI pocket の料金等**
- 2 COM pocket の料金等**
- 3 PRO pocket の料金等**
- 4 GIGA pocket の料金等**

# Sanmedia Virtual Domain Service 約 款

## 第 1 章 総 則

### 第 1 条 (取扱いの準則)

株式会社サンメディア (以下、「当社」と言います) は、この「Virtual Domain Service 約款」(以下、「約款」と言います) を定め、これによって Virtual Domain Service (以下、「バーチャルドメインサービス (略して V D S)」または「本サービス」と言います) を提供します。

- 2 この約款に定めることが関係する法令等 (省令・条例等を含みます) と相反するか規定されていないことについては、関係する法令等が優先します。

### 第 2 条 (約款の変更)

当社は、関係する法令の制定・改定、その他諸情勢に対応するため、契約者の承諾を得ること無くこの約款を変更 (追加及び削除を含む) することがあります。

この場合、それぞれの提供条件は、変更後の約款によるものとします。

- 2 当社は、約款の変更により影響を受けることになる契約者に対して、当社の定めた方法によりその内容を通知します。
- 3 第 1 項の場合において、本サービスの一部を廃止することとなるときは、契約者に対して当社の定めた方法によりその 1 ヶ月前までに通知します。

### 第 3 条 (用語の定義)

この約款で使用する用語の意味は、次のとおりとします。

用語	用語の意味
Virtual Domain Service (V D S)	インターネットに接続された当社が設定及び接続環境を保守管理するコンピュータ機器 (以下「サーバ」といいます。) 内において、データの電氣的な保管空間 (以下「データ領域」といいます。) を契約者に提供し、契約者がそのサーバの機能を利用できるサービス
利用契約	V D S の提供を受けるための契約
契約者	当社と利用契約を締結している方
利用開始日	当社が「Sanmedia Virtual Domain Service 登録のご通知」に記載した利用開始日 (当社の責めに帰すべき事由によりその日に利用できなかったときは、利用が可能となった日)
課金単位月	毎月 1 日から月末までの 1 ヶ月間

## 第2章 利用契約

### 第1節 通 則

#### 第4条 (サービスの種類)

本サービスは、その内容により次の種類に区分します。

	区 分	内 容
サンメディア バーチャル ドメインサービス	MINI pocket	当社が提供するサーバ内のデータ領域を利用して当社が指定するドメイン名に契約者のサブドメイン名を付加した URL 及びメールアドレスを持つことを可能とするサービス
	COM pocket	当社が提供するサーバ内のデータ領域を利用して契約者が自己のドメイン名による URL 及びメールアドレスを持つことを可能とするサービス
	PRO pocket	当社が提供するサーバ内のデータ領域を利用して契約者が自己のドメイン名による URL 及びメールアドレスを持つことを可能とするサービス
	GIGA pocket	当社が提供するサーバ内のデータ領域を利用して契約者が自己のドメイン名により URL、メールアドレス及び情報配信することを可能とするサービス

2 第1項のサービスには、別表に掲げるオプションを付加することができます。

#### 第5条 (提供区域)

本サービスの提供区域は、日本全国とします。

### 第2節 利用の申込等

#### 第6条 (利用の申込)

当社所定の申込用紙または当社HP（ホームページ）の申込画面に必要事項を記入のうえ申込み（以下、「利用申込」といいます）して下さい。

2 利用申込は本人が行うものとしますが、その理由が明らかな場合は、当社が指定した第三者による取次ぎを認めます。

#### 第7条 (契約の成立等)

利用契約は、ユーザからの利用申込に対して当社がこれを承諾したときに成立します。

2 当社は、申込者が次の各号のいずれかに該当する場合は、利用申込を承諾しな

いことがあります。

- (1) 利用申込に係るVDSの提供又は当該サービスに係る装置の保守が、技術上著しく困難なとき。
- (2) 申込者が、その利用申込に係る契約上の義務を怠るおそれがあることが明らかとなるとき。
- (3) 申込者が、第17条（提供の停止）第1項に該当するとき。
- (4) 利用申込書に虚偽の記載があったとき。
- (5) その他、前各号に準ずる場合で、当社が利用契約の締結を適当でないと判断したとき。

- 3 当社は、前項の規定により、本サービスの利用申込を承諾しない場合は、申込者に対して書面等によりその旨を通知します。  
その際、申込用紙等の手続きで提出された書類等の返還はいたしません。

### 第3節 利用契約

#### 第8条（契約の単位）

当社は、一つのデータ領域毎に一つの利用契約を締結します。

#### 第9条（最低利用期間）

契約の最低利用期間は、サービスの種類に応じて利用開始日の翌月1日を起算日とし、別表のとおりとします。

### 第4節 契約事項の変更等

#### 第10条（契約事項の変更）

契約者（以下、「ユーザ」とも言う）が利用契約の変更を希望される場合は、当社が別に定める申請書に所定の事項を記載して当社に提出されることにより、変更することができます。

但し、MINIpocketをGIGApocket、PROpocket又はCOMpocketへ、GIGApocketをPROpocket又はCOMpocketへの変更はできません。

- 2 当社は、前項の申し出があったときは、「契約の成立等」の規定に準じて取り扱います。
- 3 当社が第1項の申し出を承諾し、利用契約の内容を変更することとなった場合、変更部分についてはその変更の翌月1日を利用開始日とします。利用開始日は当社の定めた方法により通知します。

#### 第11条（権利譲渡の禁止）

契約者は、利用契約に基づきVDSの提供を受ける権利、その他利用契約に係る一切の権利を第三者に譲渡することはできません。

#### 第 12 条 (契約者の地位の継承：法人の場合)

契約者である法人が合併等その他の理由により、その地位の承継があったときは、合併後存続する法人もしくは合併により設立された法人等は、承継を証明する書類を添えて、承継の日から 30 日以内にその旨を当社に通知して下さい。

- 2 当社は、前項の通知があった場合に、承継した法人が「利用契約の成立等－第 2 項」のいずれかに該当するときは、書面等で通知することにより承継した法人との契約を解除することができるものとします。
- 3 前項の場合において、地位を承継した者が 2 名以上あるときは、そのうちの 1 名を当社に対する代表として定め、書面によりその旨を当社に通知して下さい。但し、これを変更したときも前項同様とします。
- 4 当社は、前項による通知があるまでの間、その地位を承継した者のうち 1 名を代表者とみなします。

#### 第 13 条 (契約者の地位の承継：個人の場合)

契約者が死亡したときは、利用契約は終了します。但し、死亡後に当社がその事実を知ったときは、その時とします。

- 2 当社は、前項の規定にかかわらず、前項の契約者の相続人（相続人が 2 人以上あるときは、そのうちの 1 人に代表していただきます）が相続開始の日から 2 週間を経過する日までに当社に契約者の地位の承継を申し出た場合は、第 9 条（利用申込の成立等）の規定に準じて取り扱います。

#### 第 14 条 (氏名等の変更)

契約者は、その氏名若しくは商号、代表者又は住所等、当社に提出されたユーザ情報に変更があったときは、すみやかに書面で当社に届け出てください。

- 2 当社は、前項の届出があったときは、契約者からその事実を証明する書類を提出していただくことがあります。

### 第 5 節 利用の制限等

#### 第 15 条 (非常時における利用の制限)

当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあるときは、災害の予防若しくは救援、交通若しくは電力の供給の確保、又は秩序の維持に必要な事項を内容とする通信、その他公共の利益のため緊急に行うことを要する通信を優先的に取り扱うため、VDS の提供を制限し、または中止する措置を取ることがあります。

#### 第 16 条 (提供の中止)

当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、VDS の提供を中止することがあります。

- (1) 当社の電気通信設備の保守上または工事上やむを得ないとき。
  - (2) 当社の電気通信設備にやむを得ない障害が発生したとき。
  - (3) 第1種電気通信事業者が電気通信サービスの提供を中止することによりVDSの提供を行うことが困難となったとき。
- 2 当社は、前項第1号の規定によりVDSの提供を中止するときは、その7日前までに、その理由及び実施期間を当社が定める方法で契約者に通知します。  
但し、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。
- 3 当社は、第1項第2号又は第3号の規定によりVDSの提供を中止するときは、あらかじめその理由及び実施期間等が明確な場合は当社が定める方法で契約者に通知します。  
但し、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

## 第6節 提供の停止

### 第17条（提供の停止）

当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当する場合には、期間を定めてVDSの提供を停止することがあります。

- (1) VDSの料金等、割増金又は遅延損害金を請求書に指定した支払期日を経過しても支払わないとき。
  - (2) 申込、その他の利用契約に係る手続きに際して虚偽の事項を記載したことが判明したとき。
  - (3) 第20条（契約者の義務）の規定に違反すると当社が判断したとき。
  - (4) 前各号に掲げる場合のほか、この約款に違反する行為で、当社の業務遂行又は当社の電気通信設備に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれのある行為をしたとき。
  - (5) 契約者が支払いを停止したとき。
  - (6) 契約者について、仮差押え、差押え、和議、破産又は会社更生の申し立てが行われたとき。
- 2 当社は、前項の規定によりVDSの提供を停止しようとするときは、あらかじめ実施期日及び実施期間を当社が定める方法で契約者に通知します。  
但し、契約者の都合で通知できない場合は、この限りではありません。

## 第7節 契約の解除等

### 第18条（当社が行う利用契約の解除）

当社は、契約者が前条（提供の停止）の規定によりVDSの提供を停止されてもなお、同条第1項各号のいずれかに該当する場合は、利用契約を解除することがあります。

- 2 当社は、前項の規定にかかわらず、契約者が前条（提供の停止）第1項各号のいずれかに該当し、その事実が当社の業務の遂行に著しい支障を及ぼすと判断したときは、提供の停止をすることなく利用契約を解除することがあります。
- 3 当社は、前2項の規定により利用契約を解除しようとするときは、書面等により契約者にその旨を通知します。

#### 第19条（契約者が行う利用契約の解除）

契約者は、1ヶ月前までに書面等で当社に通知することにより、課金単位月の末日付けで利用契約を解除することができます。

- 2 前項の規定にかかわらず、契約者は、第15条（非常時における利用の制限）又は第16条（提供の中止）に規定する事由が生じてVDSを利用できなくなった場合において、利用契約の目的を達することができないと判断したときは、当社に書面等で通知することによりその利用契約を解除することができます。この場合、利用契約の解除は、当社に通知が到着した日に効力を発します。
- 3 第1項の規定にかかわらず、第2条（約款の変更）第3項の規定によりVDSの一部が廃止される場合に、廃止の日までに契約者が契約事項の変更を行わず、その廃止によって利用契約に係るVDSの提供が不可能となるときは、廃止の日その利用契約の解除があったものとします。

### 第8節 契約者の義務等

#### 第20条（契約者の義務）

契約者は本サービスを利用するにあたり、当社のVDSの運営を妨げ、又は当社の信用を毀損する行為またはその恐れがある行為のほか、以下の各号に該当する行為をしないものとします。

- (1) 当社もしくは他者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為。
- (2) 他者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為。
- (3) 他者を差別もしくは誹謗中傷し、または他者の名誉もしくは信用を毀損する行為。
- (4) 詐欺等の犯罪に結びつく、または結びつくおそれのある行為。
- (5) わいせつ、児童ポルノまたは児童虐待に相当する画像、文書等を送信または表示する行為。
- (6) アダルトコンテンツ（18歳未満が閲覧できないまたは、閲覧できないおそれのある画像・情報等を提供しているコンテンツ）を表示する行為
- (7) 無限連鎖講（ネズミ講）を開設し、またはこれを勧誘する行為。
- (8) サービスによりアクセス可能な当社または他者の情報を改ざん、消去する行為。
- (9) 他者になりすましてサービスを利用する行為。
- (10) 有害なコンピュータプログラム等を送信し、または他者が受信可能な状態におく行為。
- (11) 選挙の事前運動、選挙運動またはこれらに類似する行為および公職選挙法に抵触する行為。

- (12) 他者に対し、無断で広告・宣伝・勧誘等の電子メールを送信する行為または嫌悪感を抱く、もしくはそのおそれのある電子メール（嫌がらせメール）を送信する行為。他者のメール受信を妨害する行為。連鎖的なメール転送を依頼する行為および当該依頼に応じて転送する行為。
- (13) 他者の設備またはサービス用設備(当社がサービスを提供するために用意する通信設備、電子計算機、その他の機器およびソフトウェアをいい、以下同様とします。)に無権限でアクセスし、またはその利用もしくは運営に支障を与える行為（与えるおそれのある行為を含む）。
- (14) 本人の同意を得ることなく、又は詐欺的な手段により他者の個人情報収集する行為。
- (15) 法令に基づき監督官庁等への届出、許認可の取得等の手続きが義務づけられている場合に、当該手続きを履行せず、その他当該法令に違反する、または違反するおそれのある行為。
- (16) 上記各号の他、法令、この会員規約もしくは公序良俗に違反（売春、暴力、残虐等）する行為、サービスの運営を妨害する行為、当社の信用を毀損し、もしくは当社の財産を侵害する行為、または他者もしくは当社に不利益を与える行為。
- (17) 上記各号のいずれかに該当する行為（当該行為を他者が行っている場合を含む）が見られるデータ等へ当該行為を助長する目的でリンクを張る行為。

## 2. 会員番号およびパスワードの管理責任

お客様は、会員番号として当社より付与された番号（以下IDといいます）およびパスワードを第三者に譲渡もしくは利用させたり、売買、名義変更、質入れなどすることはできません。お客様は、本約款に基づき付与されたIDおよびパスワードの管理、使用について責任を持つものとし、当社に損害を与えることはないものとします。

## 3. 自己責任の原則

- (1) お客様は、自己のIDによりサービスを利用してなされた一切の行為およびその結果について、当該行為を自己がしたか否かを問わず、責任を負います。
- (2) お客様は、サービスの利用に伴い、他者（国内外を問いません。また、お客様に限りません。以下同様とします。）から問合せ、クレーム等が通知された場合は、自己の責任と費用をもって処理解決するものとします。
- (3) お客様は、他者の行為に対する要望、疑問もしくはクレームがある場合は、当該他者に対し、直接その旨を通知するものとし、その結果については、自己の責任と費用をもって処理解決するものとします。
- (4) お客様は、サービスの利用により当社または他者に対して損害を与えた場合（お客様が、このお客様規約上の義務を履行しないことにより他者または当社が損害を被った場合を含みます。）、自己の責任と費用をもって損害を賠償するものとします。

契約者は、VDSの利用にあたり、次の行為を行ってはなりません。

- 4 契約者は、VDSの利用にあたり他のネットワークを経由して通信を行う場合は、経由するすべてのネットワークの規則に従わなければなりません。

#### 第 21 条 (契約者の設備等)

VDSを利用するために必要な機器、ソフトウェア、インターネット接続サービス等は、この約款に基づき当社が提供するものを除き、契約者が自己の費用と責任において準備するものとします。

- 2 当社は、契約者が準備した機器、ソフトウェア若しくはインターネット接続サービス等又は契約者が行った作業が原因となって生じたVDSの利用上の障害、その他の問題については、一切責任を負いません。
- 3 契約者が準備した機器、ソフトウェア若しくはインターネット接続サービス等又は契約者が行った作業が原因となって当社又は第三者に発生した損害については、契約者に賠償の責任を負っていただきます。

#### 第 22 条 (情報の取扱い)

契約者は、契約者が利用するデータ領域 (以下、「契約者のデータ領域」といいます。) 内における一切の行為及びその結果について、その行為を契約者がなしたか否かを問わず、一切の責任を負うものとします。

- 2 当社は、契約者が登録したデータについては、何ら保証せず、責任を負わないものとします。
- 3 契約者は、契約者のデータ領域内に係る紛争等は自己の責任において解決するものとし、当社又は第三者に迷惑を掛けず、何らの損害を与えないものとします。

#### 第 23 条 (ログイン名等の管理)

契約者は、当社が契約者に対して発行したログイン名及びパスワードについて管理責任を負い、これらを忘れた場合又は盗まれた場合は、速やかに当社に届け出るものとします。

- 2 契約者は、パスワードの再発行が必要な場合は、当社が定める方法により再発行の申請を行い、所定の手数料を支払うものとします。

#### 第 24 条 (第三者に対するサービスの提供)

契約者は、VDSを利用して、第三者にサービスを提供する場合は、当社が別途定める方法により当社の承諾を得なければなりません。

- 2 契約者は、前項の規定により第三者にサービスを提供する場合は、そのサービスの利用者にこの約款を遵守させるものとします。

### 第 3 章 料金等

#### 第 25 条 (料金等)

VDSの料金及び関連費用 (以下、「料金等」といいます) は、別表の料金表に定めるところによります。

- 2 月額で定める料金等について日割計算を行う必要がある場合は、利用日数に料

金等の月額額の 30 分の 1 を乗じて計算します。

第 26 条（初期費用の支払義務）

契約者は、利用契約が成立したときは、V D S の初期費用（設定料を含みます）を当社に支払わなければなりません。

- 2 契約者は、第 10 条（契約事項の変更等）の規定によりオプションを追加したときは、そのオプションに係る初期費用（設定料を含みます。）を当社に支払わなければなりません。

第 27 条（月額使用料の支払義務）

契約者は、V D S の課金開始日から契約を解除または終了する日までの間、当社に V D S の月額使用料を支払わなければなりません。

- 2 契約者は、第 17 条（提供の停止）の規定により V D S の提供が停止されている間の月額使用料について、前項の支払義務を免れることはできません。

第 28 条（料金等の請求及び支払い）

当社は、当社が定める方法により、V D S の料金等を契約者に請求します。

但し、「クレジットカード決済」をご利用の契約者の場合、請求書の発行はありません。

なお、クレジットカード番号は、使用料金決済のため当社で保管し各ご契約クレジットカード会社にカード番号・契約者名・有効期限等を電子データで送付します。本情報は、サービスご契約終了後 1 年まで保管します。

- 2 前項の定めにより料金等の請求を受けた契約者は、指定する支払期日までに、当社が指定する方法によりその料金等を支払うものとします。

第 29 条（契約解除に伴う違約金）

契約者は、V D S の利用を開始するより前に契約者の責めに帰すべき事由により利用契約が解除された場合は、利用契約に係る V D S の月額使用料の 2 倍に相当する額を、違約金として一括して当社に支払わなければなりません。

- 2 契約者は、最低利用期間の満了前に利用契約が解除された場合（第 19 条（契約者が行う利用契約の解除）第 2 項又は第 3 項の規定による解除を除きます。）は、解除日の翌日から最低利用期間満了日までの期間に対応する V D S の月額使用料に相当する額を、違約金として一括して当社に支払わなければなりません。

- 3 前二項の料金額を計算する場合、利用実績に基づき月額使用料を請求するものについては、適用される料金表に掲げる最低の月額使用料によります。

第 30 条（利用不能の場合における調整）

当社は、当社の責めに帰すべき事由により、契約者がその利用契約に係る V D S をまったく利用できない状態が生じ、当社がそのことを知った時刻から連続して 24 時間以上その状態が継続したときは、その利用することができなかった時間

を24で除した数（小数点以下の端数は切り上げます。）に相当する日数分、契約者がVDSを利用できる期間を延長します。

- 2 契約者は、前項の請求をし得ることとなった日から3ヶ月以内に当該請求を行わなかったときは、その権利を失うものとします。

## 第4章 雑則

### 第31条（割増金）

契約者は、VDSの料金等の支払いを不法に免れたときは、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を、割増金として当社に支払うものとします。

### 第32条（遅延損害金）

契約者は、VDSの料金等又は割増金を指定する支払期日までに支払わないときは、支払期日の翌日から起算して支払いの日までの期間について、未払額に対し年14.5%の割合で計算した額を、遅延損害金として当社に支払うものとします。

### 第33条（端数処理）

この約款の規定に基づき金額の計算をした場合に、その計算結果に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てます。

### 第34条（免責）

当社は、契約者がVDSの利用に関して被った損害について、理由のいかんを問わず賠償の責任を負いません。

### 第35条（機密保持）

当社は、捜査機関等から適法な手続きにより情報開示の請求があった場合を除き、利用契約の履行に際して知り得た契約者の業務上の機密（通信の秘密を含みます。）を、第三者に漏らしません。

ただし、契約者の事前の承諾があった場合は、この限りではありません。

### 第36条（バックアップ）

当社は、サーバの故障又は停止時に復旧の便宜を図るため、契約者がサーバのデータ領域内に登録したデータの複写を保管することがあります。

- 2 サーバのデータ領域内に登録されたデータのバックアップについては、契約者が責任を負うものとします。
- 3 当社は、契約者がサーバのデータ領域内に登録したデータの消失等により被った不利益について、一切責任を負いません。

### 第37条（契約者のデータの権利）

契約者が契約者のデータ領域内に登録したデータの著作権法上の権利は、契約者に帰属するものとします。但し、当社はこれらの権利を保護する義務を負わないものとします。

第 38 条（当社による編集・出版）

当社は、契約者の承諾を得た上で、契約者の情報を抽出、再編集して、当社のホームページ、書籍などの出版物又は放送媒体を通じて発表することがあります。この場合、一切の権利は当社に帰属するものとします。

第 39 条（契約者への通知等）

この約款に基づき当社が契約者に対して行なう通知その他の連絡（以下、本条において「通知等」といいます。）は、契約者が当社に届け出ている連絡先に宛てて行うものとします。

- 2 当社が契約者に通知等を行った場合に、前項の連絡先が事実とは異なるなど契約者の責において通知等が契約者に到達しなかったときは、その通知等が通常到達すべきときに契約者に到達したものとみなします。

第 40 条（合意管轄裁判所）

契約者と当社の間での訴訟の必要が生じた場合、鳥取地方裁判所米子支部を第一審の合意管轄裁判所とします。

附 則

この約款は、2000年 7月 1日から実施します。

2002年 5月20日改定

2004年 5月 1日改定

2011年 2月 1日改定

## 【別表—Virtual Domain Service 約款 運用細則】

# 運 用 細 則

### 1. MINIpocket の料金等

(1) 初期費用

1つの利用契約ごとに1,050円(税込)

(2) 月額使用料

① 基本サービス

	ディスク容量	アカウント数	月額料金(1つの利用契約毎)
基本	50MByte	1	630円(税込) (年払いの場合は6,825円)

(3) ディスク容量追加オプション

ディスク容量:50Mbyte、月額料金:315円(税込)単位で最大5単位まで基本サービスに追加できます。(年払いの場合は3,780円/年[税込])

(4) アカウント追加オプション

アカウント数:1個、月額料金:105円[税込]単位で最大4単位まで基本サービスに追加できます。(年払いの場合は1,260円/年[税込])

(5) 最低利用期間

6ヶ月間

## 2. COM pocket の料金等

### (1) 初期費用

1つの利用契約ごとに3,150円(税込)

### (2) 月額使用料

#### ① 基本サービス

	ディスク容量	アカウント数	月額料金(1つの利用契約毎)
基本	1 G B y t e	5	2,100円(税込)

1つの利用契約ごとに、1ドメイン名のプライマリ及びセカンダリDNSの管理の受託を含みます。

#### ② オプションの追加

オプションとして、ディスク容量:500MByte、アカウント数:5個、月額料金:1,050円(税込)単位で最大4単位まで基本サービスに追加できます。

#### ③ オプション追加後の体系(上記①+②)

	ディスク容量	アカウント数	月額料金(1つの利用契約毎)
オプション追加後	1.5GByte	10	3,150円(税込)
	2.0GByte	15	4,200円(税込)
	2.5GByte	20	5,250円(税込)
	3.0GByte	25	6,300円(税込)

### (3) ドメイン取得料

JPドメインの場合は10,500円(税込)

com/net/orgドメインの取得又はドメイン持込の場合は無料

### (4) ドメイン維持費

JPドメインの場合は月額525円(税込)

com/net/orgドメインの場合は無料

### (5) 最低利用期間

6ヶ月間

### 3 P R O pocket の料金等

(1) 初期費用

1 の利用契約ごとに 21,000 円 (税込)

(2) 月額使用料

ディスク容量	アカウント数	月額料金(1 の利用契約毎)
5 G B y t e	容量内無制限	10,500 円 (税込)

1 の利用契約ごとに、1 ドメイン名のプライマリ及びセカンダリ DNS の管理の受託を含みます。

(3) ドメイン取得料

JP ドメインの場合は 10,500 円 (税込)

com/net/org ドメインの取得又はドメイン持込の場合は無料

(4) ドメイン維持費

月額使用料に含みます

(5) 最低利用期間

12ヶ月間

### 4 G I G A pocket の料金等

(1) 初期費用

1 つの利用契約ごとに 21,000 円 (税込)

(2) 月額使用料

ディスク容量	アカウント数	月額料金(1 の利用契約毎)
1 0 0 G B y t e	容量内無制限	52,500 円 (税込)

1 の利用契約ごとに、1 ドメイン名のプライマリ及びセカンダリ DNS の管理の受託を含みます。

(3) ドメイン取得料

JP ドメインの場合は 10,500 円 (税込)

com/net/org ドメインの取得又はドメイン持込の場合は無料

(4) ドメイン維持費

月額使用料に含みます

(5) 最低利用期間

12ヶ月間

附 則

この別表は、2000年7月1日から実施します。

2001年12月1日改定

2002年5月20日改定

2004年4月20日改定

2010年4月1日改定